



TNY India Newsletter

2023/12/15
No.5

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 セクハラ防止法について
- 3 2023年11月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、11月の法律・規則等の改正・制定情報と法令に基づくセクハラ防止に関する使用者の義務等についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、shumpein@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

THE SEXUAL HARASSMENT OF WOMEN AT WORKPLACE (PREVENTION, PROHIBITION AND REDRESSAL) ACT, 2013

インドでは、セクシュアルハラスメントに関する法令として、職場における女性へのセクシュアルハラスメント防止法 (THE SEXUAL HARASSMENT OF WOMEN AT WORKPLACE (PREVENTION, PROHIBITION AND REDRESSAL) ACT, 2013) (以下、「本法」又は「POSH法」といいます) が存在します。インドにある会社は、本法に従い内部苦情委員会の構成等の義務を負うこととなります。

本法の主な内容は次のとおりです。

セクシュアルハラスメント防止規定の作成やレビュー等についてのご相談がございましたら弊事務所にお気軽にご連絡ください。

1. 禁止されるセクシュアルハラスメントについて

本法では、セクシュアルハラスメントについて、直接的かどうかを問わず (暗示的なものを含む) 歓迎されない以下のような言動をいうと規定しています (本法2条)。

- ① 身体的な接触や口説き
- ② 性的な好意の要求
- ③ 性的な発言
- ④ ポルノグラフィを見せる
- ⑤ その他の性的な性質をもつ身体的、言語的、又は非言語的行為

セクシュアルハラスメントの被害者は、セクシュアルハラスメントの被害を受けたと訴える者であり、年齢や雇用されているかどうかを問いません。

2. 内部苦情委員会の構成

全ての使用者は、書面による命令により内部苦情委員会を構成しなければなりません (本法4条)。当該内部苦情委員会は事務所又は事業場の管理単位毎に設置されなければなりません。

内部委員会は、シニアレベルの女性従業員、女性問題に熱心に取り組む、ソーシャルワークの経験が

ある、又は法律の知識がある従業員、NGO等で女性問題・セクシュアルハラスメント問題に取り組む者等で構成されます（同条2項）。会社の従業員から少なくとも2人選ばれる必要があり、少なくとも2分の1は女性でなければなりません。

労働者が10人未満の事業場については、中央政府や州政府等から指名された地方委員会が構成され、当該地方委員会が苦情を受領し処理することになります（本法5条、6条）。

3. 苦情処理手続

(1) 苦情申し立て

セクシュアルハラスメントの被害を被った女性は、3カ月以内に書面で苦情を申し立てることができます（本法9条）。社内の内部苦情委員会が設置されている場合は内部苦情委員会に対して、設置されていない場合は地方委員会に申し立てることになります（同条）。委員会が3カ月以内に苦情を申し立てることが妨げられるような状況があったと認める場合は、3カ月を超えない範囲で申し立ての期間が延長されます（同条）。

(2) 苦情調査

内部苦情委員会又は地方委員会は、申し立てられた苦情について調査を行います（本法11条1項）。両当事者が従業員である場合は、両当事者に審問の機会が与えられ、双方に調査結果の写しが送付され異議申し立ての機会が付与されます（同項）。

(3) 和解

内部苦情委員会又は地方委員会により、調査が開始される前に被害女性からの要請があれば和解を行うことができます（本法10条1項）。和解成立後に和解条項が遵守されない場合、被害女性の通知により、内部苦情委員会又は地方委員会は苦情の調査を続行するか、警察に苦情を転送します（本法11条1項）。

(4) 調査報告

調査が完了した場合、内部委員会又は地方委員会は調査結果について使用者又は地区委員に報告しなければなりません（本法13条1項）。申し立てられた苦情が立証された場合、委員会は会社に対して加害者である被申立人の給与から適切な金額を差し引くことを指示し、給与から差し引くことができない場合は被害女性に当該金額を支払うよう指示することができます（本法13条3項）。

(5) 裁判

裁判所は、加害者の行為が犯罪を構成し有罪判決を受ける場合、加害者に対して被害女性に対する適切な金額の支払を命ずることができます（本法11条2項）。

(6) 年次報告

内部苦情委員会又は地方委員会は、暦年（1月1日～12月31日）ごとに、所定の書式で年次報告書を作成し、地区役員及び使用者に対して提出しなければなりません（本法21条1項）。地区役員は年次報告書を受領すると州政府に当該報告書を送付します（同条2項）。

4. 使用者の義務

使用者は本法に基づき以下のことを行わなければなりません（本法19条）。

- ① 職場に安全な労働環境を提供し、職場で接触する人々からの安全を確保する
- ② 職場の見やすい場所に、セクシャルハラスメントの罰則、内部苦情委員会の設置命令を掲示する
- ③ 従業員に本法の規定を周知させるため、また内部苦情委員会のメンバーのためのオリエンテーション・プログラムを規定された方法で定期的を開催する
- ④ 内部苦情委員会又は地方委員会に対し、場合により、苦情を処理し、調査を実施するために必要な設備を提供する

- ⑤ 内部委員会又は地方委員会の調査に対する加害者及び証人の出席を確保するための支援を行う
- ⑥ 申立てられた苦情に関して、内部委員会又は地方委員会が必要とする情報を提供する
- ⑦ インド刑法又はその他の法律に基づく犯罪に関して苦情を申立てることを被害女性が選択した場合、その女性に援助を提供する
- ⑧ 加害者が従業員でない場合に被害を受けた女性が望む場合、セクシュアルハラスメントが行われた職場において、調査等のアクションを開始させる
- ⑨ セクシュアルハラスメントを服務規程上の不正行為として扱い、その不正行為に対する処分を開始する
- ⑩ 内部苦情委員会による報告書の適時提出を監視すること

5. 罰則

使用者が本法に規定される義務の履行を怠り本法に反した場合、又は違反しようとした場合INR5万以下の罰金が科されます（本法26条）。

6. 取締役会報告書への記載

また、会社法（Companies Act 2013）の規定及び会社社会計規則（The Companies (Accounts) Rule, 2014）により、財務諸表に基づき取締役会報告書（Board's Report）を作成することが要請されますが、会社は当該取締役会報告書にPOSH法に基づき内部苦情委員会の設置義務を遵守していることを示す記載をする必要があります（会社社会計規則8条）。もっとも、一人会社及び小会社については、同条の適用はなく取締役会報告書への記載は不要となります（会社社会計規則8A条）。

小会社は公開会社以外の会社で資本金がINR4,000万を超えない場合で、売り上げがINR4億を超えない会社をいいます（会社法2条85項及び会社法の定義に関する規則（The Companies (Specification of Definitions Details) Rules, 2014））。

2023年11月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（11月1日～11月30日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
9 -Nov	Limited Liability Partnership (Significant Beneficial Owners) Rules, 2023	Ministry of Corporate Affairs
30 -Nov	Guidelines for Prevention and Regulation of Dark Patterns, 2023	Ministry of Consumer Affairs
7- Nov	Master Direction on Information Technology Governance, Risk, Controls and Assurance Practices	Reserve Bank of India
8- Nov	Notification on 'Fully Accessible Route' for Investment by Non-residents in Government Securities – Inclusion of Sovereign Green Bonds	Reserve Bank of India
10-Nov	Formation of new districts in the State of Rajasthan – Assignment of Lead Bank Responsibility	Reserve Bank of India
10- Nov	Guidelines on import of silver by Qualified Jewellers as notified by –The International Financial Services Centres Authority (IFSCA)	Reserve Bank of India
15-Nov	Implementation of Section 51A of UAPA,1967: Updates to UNSC's 1267/1989 ISIL (Da'esh) & Al-Qaida Sanctions List: Amendments in 05 Entries	Reserve Bank of India
16 -Nov	Notification on Regulatory Measures Towards Consumer Credit and Bank Credit to NBFCs	Reserve Bank of India

17- Nov	Notification on International Trade Settlement in Indian Rupees (INR) – Opening of additional Current Account for exports proceeds	Reserve Bank of India
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

少し前になりますが、ディワリの直前にConnaught PlaceのJanpath Market (右の写真)に行きました。人の多さに驚きました。インド人はディワリ期間は実家に帰り親族や友人にプレゼントを渡さなければならないらしく、ディワリ前はたくさんお買い物をするようです。私の友人のインド人は、母親にプレゼントする鉄製の象の置物(5センチぐらい)を必死に選んでいました。無造作に置かれたたくさんの象の置物の中からより傷が少ないものを探すお手伝いをしました。



本稿は、2023年12月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: 101, First Floor, Bestech Business Towers, Sector 48,
Sohna Road, Gurgaon (Haryana) – 122018

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>